

# 株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 3 月 2 日

株式会社八十二銀行

## 株式交換に係る事前開示書面

2023年3月2日

長野県長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社八十二銀行

取締役頭取 松下 正樹

株式会社八十二銀行（以下「当行」といいます。）は、株式会社長野銀行（以下「長野銀行」といいます。）との間で締結した別紙1の2023年1月20日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当行を株式交換完全親会社、長野銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本株式交換は、当行においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

### 記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

なお、本株式交換に際し、長野銀行が発行している新株予約権については、2023年3月24日に開催される予定の長野銀行の臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、その発行要項等の定めに従って、当該承認日の翌日から30日間が経過する日までに、その全てが権利行使される予定です。なお、長野銀行は、新株予約権付社債を発行していません。

#### 4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

###### ① 本株式交換契約の締結

長野銀行は、2023年1月20日開催の取締役会において、当行との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

###### ② 自己株式の消却

長野銀行は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生時点の直前時において長野銀行が保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく長野銀行の株主の株式買取請求に応じて長野銀行が取得する株式を含みます。）を、当該時点において消却する予定です。

#### 5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

① 株式交換契約の締結

当行は、2023年1月20日開催の取締役会において、長野銀行との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

② 自己株式の取得

当行は、2022年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び同法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しております。

I. 取得に係る事項の内容

(ア)取得対象株式の種類：普通株式

(イ)取得する株式の総数：20,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.08%）

(ウ)株式の取得価額の総額：10,000,000,000円（上限）

(エ)取得期間：2022年5月2日～2023年3月31日

(オ)取得方法：自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付

II. 消却に係る事項の内容

(ア)消却する株式の種類：普通株式

(イ)消却する株式の総数：20,000,000株

（消却前発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 3.91%）

(ウ)消却予定日：2022年5月20日

なお、当行は、上記決議に基づき、2023年2月28日までに普通株式11,499,000株（取得価額の総額：5,969,959,900円）を取得するとともに、2022年5月20日に普通株式20,000,000株を消却しております。

6. 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

株式会社八十二銀行（以下「甲」という。）及び株式会社長野銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、第5条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という。）において、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

## 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

### (1) 株式交換完全親会社（甲）

商号 株式会社八十二銀行

住所 長野県長野市大字中御所字岡田 178 番地 8

### (2) 株式交換完全子会社（乙）

商号 株式会社長野銀行

住所 長野県松本市渚二丁目 9 番 38 号

## 第3条（株式交換対価の交付及び割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。）が保有する乙の普通株式の数の合計数に 2.54 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された各株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式の数に 2.54 を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

## 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間における事情の変更を踏まえ、協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 資本金 0 円

(2) 資本準備金 会社計算規則に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金 0 円

#### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年6月1日とする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の普通株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法785条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

#### 第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、本契約締結後、2023年3月31日時点の甲の株主に対し、1株につき、連結配当性向40%（甲の2023年3月期における通期の連結上の1株当たり当期純利益に40%を乗じた金額（ただし、小数点以下を切り上げるものとする。））から、甲の2023年3月期の中間配当金である10円を控除した金額）を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。
2. 乙は、本契約締結後、2023年3月31日時点の乙の株主に対し、1株につき25円を上限として行う剰余金の配当を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。なお、甲は、乙の2023年6月開催予定の定時株主総会において、乙が2023年3月31日時点の乙の株主に対して剰余金配当を行うために必要な議決権行使を行う。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行わせる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、別途甲乙間で合意したものを除き、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、甲及び乙それぞれの連結の財産状態及び将来の損益状況に重要な影響を与える行為を行わないものとし、また、甲及び乙それぞれの子会社をしてこれを行わせない。

#### 第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本株

式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じたとき甲及び乙が判断した場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の承認及び効力）

1. 乙は、2023年3月24日、乙の臨時株主総会を開催し、本契約につき承認決議を得るものとする。ただし、甲及び乙は、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により、協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、又は法令に定める関係官庁等の認可等が得られない場合、その効力を失う。

#### 第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が協議し合意の上定める。



本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有する。

2023年1月20日

甲 長野県長野市大字中御所字岡田178番地8  
株式会社八十二銀行  
取締役頭取 松下 正樹



2023年1月20日

乙 長野県松本市渚二丁目9番38号  
株式会社長野銀行  
取締役頭取 西澤 仁志



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当行 (株式交換完全親会社)	長野銀行 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	2.54
本株式交換により 交付する株式数	当行の普通株式：22,664,539 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

長野銀行の普通株式 1 株に対して、当行の普通株式 2.54 株を割当て交付します。ただし、当行が保有する長野銀行の普通株式 152,000 株（2023 年 3 月 1 日現在）については本株式交換による割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により当行が交付する新株式数（予定）

当行の普通株式 22,664,539 株（予定）

上記の普通株式数は、2022 年 12 月 31 日時点における長野銀行の普通株式の発行済株式総数（9,258,856 株）を基礎として、長野銀行が発行している新株予約権の全て（5 個）については、2023 年 3 月 24 日に開催予定の長野銀行の臨時株主総会において本株式交換契約書の承認が得られた場合、その発行要項等の定めに従って、当該承認日の翌日から 30 日間が経過する日までに、その全てが権利行使され、長野銀行の普通株式 500 株に転換される予定であるため、当該 500 株を考慮した 9,259,356 株を前提として算出しております。ただし、本株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、長野銀行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、長野銀行の2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数（184,309 株）は、上記の算出において、当行の新株式を交付する対象から除外しております。また、2023 年 3 月 1 日時点における当行が保有する長野銀行の普通株式 152,000 株は、上記の算出において、当行の新株式を交付する対象から除外しております。

なお、長野銀行の株主の皆様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、長野銀行の2022 年 12 月 31 日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当行の交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）が実現された場合、本株式交換により、1 単元（100 株）未満の当行の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける長野銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当行に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び当行の定款の規定に基づき、当行が売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、当行に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき当行の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当行は、当該端数の割当てを受けることとなる長野銀行の株主の皆様に対して、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当行及び長野銀行（以下「両行」といいます。）は、2022 年 9 月 28 日付で本経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式交換の効力発生日を2023 年 6 月 1 日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

た。

当行は、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本経営統合の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村証券から2023年1月19日付で受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

他方、長野銀行は、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本経営統合の公正性を担保するため、長野銀行の第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和証券から2023年1月19日付で受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

このように、両行は、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行の間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、2023年1月20日に開催された両行の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

## ② 算定に関する事項

### ア 算定機関の名称及び両行との関係

当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村証券及び長野銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券は、いずれも両行から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### イ 算定の概要

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村証券を第三者算定機関として選定し、長野銀行は大和証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村証券は、当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。

長野銀行の普通株式については、長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。当行の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法（基準日①）	2.48～2.75
2	市場株価平均法（基準日②）	2.45～2.54
3	類似会社比較法	2.04～2.65
4	DDM法	2.14～3.10

なお、市場株価平均法については、基本合意書の締結を公表した2022年9月28日の前営業日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、並びに2023年1月19日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、基準日②の終値、基

準日②から遡る 5 営業日、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定義される「関係会社」をいいます。以下同じです。）の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、長野銀行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、長野銀行から提供され当行が確認した事業計画、長野銀行へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2023年3月期以降の長野銀行の将来予想を前提としております。なお、野村證券の算定は、当行の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDDM法の評価の基礎とした長野銀行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

大和証券は、当行については当行の普通株式が東京証券取引所プライム市場に、長野銀行については長野銀行の普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DDM法による算定を行いました。

上記の各評価手法による当行の株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価法	2.45～2.54
2	類似会社比較法	1.68～2.51
3	DDM法	2.41～3.23

市場株価法では、株式交換比率算定書作成日である2023年1月19日（基準日②）を算定基準日として、基準日②の株価終値、並びに、基準日②までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は、両行及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的かつ適正な手続に従って作成されていることを前提としております。大和証券は、長野銀行の同意を得て、長野銀行及び当行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2023年1月19日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、大和証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換が実現される場合、その効力発生日である2023年6月1日（予定）をもって、長野銀行は当行の完全子会社となりますので、長野銀行の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い2023年5月30日を目途に上場廃止となる予定です。

一方、本株式交換の対価である当行の普通株式は、東京証券取引所に上場されており、引き続き東京証券取引所において取引が可能です。

#### (4) 公正性を担保するための措置

当行は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当行は、本経営統合の公正性を担保するために、上記(2)①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村証券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関である野村証券の分析及び意見を参考として長野銀行と交渉・協議を行い、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを2023年1月20日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、当行は、野村証券から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程その他の本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、長野銀行は、本経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

長野銀行は、本経営統合の公正性を担保するために、上記(2)①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。長野銀行は、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考として当行と交渉・協議を行い、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを2023年1月20日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、長野銀行は、大和証券から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

長野銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、長野銀行の意思決定の方法、過程その他の本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当行と長野銀行との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

## 2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

両行は、本株式交換により長野銀行の株主の皆様が割り当てられる当行の普通株式が、長野銀行の普通株式が上場廃止となった後も、東京証券取引所プライム市場に上場されており流動性・換金性が維持され、取引機会が確保されていること、今後当行の普通株式を保有することとなる長野銀行の株主の皆様が、本株式交換による長野銀行の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した結果、当行の普通株式を本株式交換の対価とすることが適切であると判断いたしました。

## 3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当行の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

① 増加する資本金の額 金 0 円

② 増加する資本準備金の額 会社計算規則に従い当行が別途定める金額とする

③ 増加する利益準備金の額 金 0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、当行の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、会社計算規則の規定の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。



(添付書類)

## 第63期 ( 2021年 4月 1日から 2022年 3月 31日まで ) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

##### (金融経済情勢)

当期におけるわが国経済を顧みますと、4月以降、新型コロナウイルス感染症の再拡大により経済活動は大幅に制限されたものの、10月過ぎは、経済社会活動の段階的引き上げに伴い、個人消費が上向き、景気は持ち直しの動きをみせました。しかしながら、2022年に入るとオミクロン株による感染急拡大を受けて消費は再び悪化しました。また、輸出を中心に持ち直しの動きが続いていた製造業も、半導体や部品供給不足、ウクライナ情勢悪化による資源価格の高騰などにより、持ち直しの動きは鈍化することとなりました。

こうした金融経済環境のもと、当行が営業基盤とする長野県の経済におきましては、半導体関連・電子部品等製造業は、一部に供給制約の影響を受けつつも、緩やかに業況は持ち直しが続く一方で、飲食・観光・宿泊などの対面型サービス業につきましては、度重なる感染症拡大の影響から厳しい状況が続きました。

金融面につきましては、日本銀行による金融緩和政策が継続するなか、10年物国債利回りは、0.1%前後で推移しておりましたが、米国の長期金利上昇を受け、2月以降は上昇基調となりました。日経平均株価は、9月には企業業績の回復期待や新政権への期待から30,000円台を回復しましたが、以降、景気の先行きの不透明感から低下することとなりました。ドル/円相場は、米国経済と金融政策への期待からドルが堅調に推移しました。3月には日銀の金融緩和堅持、貿易収支悪化などの懸念から円安が進行し、一時1ドル125円まで円安ドル高が進みました。

##### (事業の経過および成果)

当行は、2019年4月から2022年3月までの3年間を計画期間とする「第11次中期経営計画」をスタートさせました。第11次中期経営計画では、「不断の改革と更なる進化」のスローガンのもと、中小企業と個人に寄り添う『長野県のマザーバンク』を目指し、役職員一丸となって業容の拡充と経営の一層の効率化に努めるとともに、お客さまの課題解決に向けたコンサルティング営業を推進してまいりました。

### ○預金・貸出金・損益等

まず預金は、個人預金、法人預金が堅調に増加したことから、期中218億36百万円増加し、期末残高は1兆738億49百万円となりました。また、投資信託・保険等の預り資産は、期中100億67百万円増加し、期末残高は628億69百万円となりました。この結果、預金と預り資産の合計は1兆1,367億19百万円となりました。

貸出金につきましては、事業性貸出金を中心に貸出金が増加したことにより、期中54億75百万円増加して、期末残高は6,478億80百万円となりました。

有価証券につきましては、期中206億74百万円増加して期末残高は3,952億82百万円となりました。

また、外国為替の取扱高は1億69百万ドルとなりました。

損益面につきましては、12億31百万円の当期純利益となりました。

### ○業務・商品・サービス等

当行は、2021年5月に、LGBTに対する社会的関心の高まりを踏まえ、住宅ローンの連帯債務者や連帯保証人の対象を拡大し、同性パートナーを含めた住宅ローンの取り扱いを開始しました。

6月には、有価証券運用にかかるリスク管理の高度化等を図るため、オールニッポン・アセットマネジメント株式会社と投資助言・リスク管理サービス契約を締結しました。

7月には、お客さまの利便性の向上と紙資源の削減のため、通帳を発行しない普通預金口座「ながぎんeー口座」の取り扱いを開始しました。

12月には、社会で活躍する女性を応援するため、ながぎん女性向け住宅ローン「Will」の取り扱いを開始しました。

本年3月には、高齢者とその家族が抱える悩みに合った終活支援の専門業者をご紹介する「終活支援サービス」の提供を始めました。

### ○地域への社会貢献活動

当行は、県内観光を支える自然や国宝・重要文化財等の維持管理を支援するため、「地域応援キャンペーン」を実施し、県内各地に寄付を行いました。寄付は、2011年より実施しており、今回を含め130か所となりました。

また、松本市安曇地区の地域活性化に向けて、「ながぎん地域応援隊」を配置し、7月に環境省中部山岳国立公園管理事務所とパートナーシップを締結し、国立公園の魅力、ブランド価値の維持・発信などに取組みました。

## ○当行グループの経営成績

当行および子会社2社で構成されております企業集団は、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を通じて金融サービスを提供しておりますが、当企業集団の経営成績につきましては、連結経常収益197億85百万円、親会社株主に帰属する当期純利益13億36百万円となりました。

## (当行が対処すべき課題)

ワクチン等の普及もあり、個人消費は回復していくものと思われませんが、当面感染症への警戒感が重石となり、長野県の主要産業である観光業の本格回復までに相当な時間を要するものと思われまます。また、資源・エネルギー価格などの上昇、人口減少など、お取引先や地域経済を取り巻く環境は当面厳しいものが予想されます。一方で、生活様式の見直しに伴う新規ニーズへの対応、グローバルサプライチェーンの見直しによる国内回帰、脱炭素や省エネ化、生産性向上のためのIT導入、事業ポートフォリオの見直しなど、環境変化に対応し次の成長に向けた新たな動きも始まっています。

このような環境下、地域金融機関にはお取引先の課題解決支援を通じた金融仲介機能の発揮や地域社会の持続可能な成長に向けた取り組みが求められており、当行は本年4月より、2025年3月までの3年間を計画期間とする「第12次中期経営計画」をスタートさせました。「あなたのために、あなたとともに『ミライ』を創造」のスローガンのもと、総合金融サービス業としての真価を発揮するため、法人のお取引先には、事業サイクルに応じた課題解決支援を、個人のお取引先には、ライフプランを総合的にサポートする活動を長野銀行グループ一体となって行ってまいります。加えて、地域社会により強くコミットし、まちづくり支援、観光振興、環境保全への取組みに努め、地域経済の成長と発展に貢献してまいります。

また、業務改革を加速させ、当行の生産性の向上を図るとともに、手数料収入比率を高め、低金利環境下において安定した収益を確保できるように取り組んでまいります。さらに、従業員が活躍できる職場環境を一層整備し、従業員満足度を向上させてまいります。

皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## (2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預	金	1,031,209	1,074,758	1,052,012	1,073,849
	定期性預金	636,348	641,793	573,528	556,443
	その他	394,861	432,965	478,484	517,406
貸	出金	620,348	620,535	642,404	647,880
	個人向け	206,576	213,708	214,512	217,248
	中小企業向け	228,236	229,812	261,193	268,726
	その他	185,535	177,013	166,698	161,904
商品有価証券		-	-	-	-
有	価証券	399,459	380,714	374,608	395,282
	国債	76,339	70,586	51,307	32,626
	その他	323,120	310,128	323,300	362,656
総資産		1,094,288	1,134,843	1,158,511	1,259,696
内国為替取扱高		2,583,015	2,699,662	2,700,564	2,692,088
外国為替取扱高		百万ドル 155	百万ドル 200	百万ドル 176	百万ドル 169
経常利益		1,362	1,940	1,611	1,744
当期純利益		1,181	1,165	1,090	1,231
1株当たり当期純利益		131円82銭	129円72銭	120円92銭	136円28銭

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式総数で除して算出しております。  
3 預金につきましては、譲渡性預金を含まない金額を表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	633人
平 均 年 齢	39年4月
平 均 勤 続 年 数	15年6月
平 均 給 与 月 額	357千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。  
2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
長 野 県	52 (1)
東 京 都	1 (0)
合 計	53 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を56か所設置しております。

#### □ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

- (注) 1 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。  
・本店営業部日邦バルブ出張所  
・諏訪支店諏訪市役所出張所  
2 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。  
・諏訪支店並木通り出張所  
・穂高支店穂高ショッピングセンター出張所

### (5) 設備投資の状況

#### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	255
---------------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

#### □ 重要な設備の新設

(単位：百万円)

内 容	金 額
事 務 機 器 ( 営 業 用 タ ブ レ ッ ト の 更 改 等 )	36
ソ フ ト ウ ェ ア ( □ 座 振 替 シ ス テ ム 、 新 硬 貨 対 応 等 )	122

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

**(6) 重要な親会社および子会社等の状況**

## イ 親会社の状況

該当事項はありません。

## ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
長野カード株式会社	長野県松本市大手2丁目2番16号	クレジットカード業 信用保証業	百万円 30	% 95.00	
株式会社ながぎんリース	長野県松本市大手2丁目2番16号	リース業	34	75.42	

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行の連結対象会社は上記の子会社2社であります。

当年度の連結経常収益は197億85百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は13億36百万円となりました。

## ハ 当行の重要な業務提携の概況

(イ) 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ロ) 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合141組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む。）、労働金庫14金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ハ) 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入金取引明細等のマルチバンクレポートサービスを行っております。

(ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

特記すべき事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職
西 澤 仁 志	取締役頭取（代表取締役） （監査部担当）	
大 沢 孝 一	常務取締役 （総合企画部、市場運用部、営業統括部、ソリューション営業部担当）	
宮 崎 幸 男	常務取締役 （リスク統括部、総務部、人事部、融資統括部、事務部担当）	
徳 武 勝 男	取 締 役（長野営業部長兼柳町支店長兼芹田支店長兼柳原支店長兼若槻支店長）	
小 出 和 幸	取 締 役 （本店営業部長兼松本西支店長）	
縣 浩 幸	取 締 役 （営業統括部長）	
内 川 小 百 合	取 締 役（社外）	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校理事長・学校長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役
二 木 馨 三	取 締 役（社外）	サンリン株式会社相談役
井 口 彰	取 締 役（社外）	株式会社マル井代表取締役社長
塚 田 益 己	常勤監査役	
神 戸 美 佳	監 査 役（社外）	弁護士、神戸法律事務所所長 長野県公文書審議会会長
轟 速 人	監 査 役（社外）	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長
降 旗 征 一 郎	監 査 役（社外）	キッセイ薬品工業株式会社相談役

- (注) 1 当行は、社外取締役内川小百合氏、二木馨三氏および井口彰氏ならびに社外監査役轟速人氏および降旗征一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 2 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 2021年6月25日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役近藤正恭氏は退任され、取締役渡辺正直氏は辞任いたしました。
- 4 常務取締役宮崎幸男氏は、2022年4月1日付で人事部長を委嘱しております。
- 5 取締役小出和幸氏は、2022年4月1日付で本店営業部長および松本西支店長に加え新たに高宮支店長を委嘱しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

## イ 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	報 酬 等		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	11名	137	99	16	21
監 査 役	4名	25	25	－	－
計	15名	162	125	16	21

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 支給人数には、2021年6月25日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任および辞任しました取締役2名を含んでおります。

3 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は31百万円であります。

4 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬額16百万円と役員等株式給付信託（ＢＢＴ）報酬額（2021年4月から2022年3月分）21百万円を含めております。

## ロ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、取締役会の決議によるコーポレートガバナンス基本方針において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

## (イ) 基本方針

当行の報酬は、各職責を踏まえ、業績や経済・社会環境等を考慮した適正な水準とすることを基本方針とします。

## (ロ) 報酬の割合

当行の取締役（社外取締役を除く。）の確定金額報酬、業績連動型報酬および株式給付信託（ＢＢＴ）の支給割合は、短期の業績目標達成と中長期的な企業価値向上を図るために適切な構成となるように割合を決定します。なお、各種別の報酬は、あらかじめ定めた範囲内に収めることとします。

## (ハ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、コーポレートガバナンス基本方針に基づき、適切性、妥当性に関して、客観性と透明性を確保した上で次のとおり決定します。

・固定報酬である確定金額報酬については、2009年6月26日開催の定時株主総会で決議した報酬総額（年額180百万円）の範囲内において、取締役については取締役会の決議により決定します。監査役については、確定金額報酬（年額30百万円）の範囲内において、監査役の協議により決定します。なお、当該決議時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名です。



・短期インセンティブ報酬である業績連動型報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために各事業年度の当期純利益水準を業績指標とし、2009年6月26日開催の定時株主総会で決議した報酬総額（当期純利益水準に応じて最大50百万円）の範囲内において、各取締役（社外取締役を除く。）の業績貢献度等を考慮し取締役会にて決定します。

当期純利益水準（単体）	報酬枠
～10億円以下	—
10億円超～15億円以下	20百万円
15億円超～20億円以下	30百万円
20億円超～25億円以下	40百万円
25億円超	50百万円

・2022年3月期における業績連動型報酬に係る指標の目標および実績

指標	目標	実績
当期純利益（単体）	10.00億円	12.31億円

（注） 目標は、2022年3月期の個別業績予想として、2021年3月期決算短信にて公表しております。

・中長期インセンティブ報酬としての株式給付信託（BBT）については、2016年6月24日開催の定時株主総会において導入を決議しています。3事業年度ごとの対象期間に対して取締役へ当行株式等の給付を行うための株式の取得資金として150百万円を上限に本信託に拠出し、当行が策定する中期経営計画の重要業績評価指標の一つである当期純利益の達成度に応じたポイント（株数）付与を行います。取締役会は取締役（社外取締役を除く。）個人別の付与ポイント数（1ポイント＝1株）を決議します。なお、当該決議時の取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）です。

また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、2021年6月25日開催の定時株主総会において、株式報酬の株式数の上限を1事業年度あたり25,000株（25,000ポイント相当）に設定することを決議しています。

#### A 付与ポイントの算定について

付与ポイントの算定は、以下に掲げる取締役の役位に応じた基準ポイントに、中期経営計画に基づいた、業績連動係数を乗じることによって算出したポイントといたします。

$$\text{算出ポイント数①} \times \text{業績連動係数②}$$

## B 基準ポイント数

基準ポイント数は、以下のとおりとなっています。

役 位	基 準 ポ イ ン ト ①
取 締 役 会 長	15,400
取 締 役 頭 取	35,800
常 務 取 締 役	25,600
取 締 役	5,200

## C 業績連動係数

業績連動係数については、中期経営計画における「当期純利益」の年度毎の達成水準に応じて定まる係数としております。

当 期 純 利 益 達 成 率	2021年度業績連動係数②
140%以上	1.4
100%以上140%未満	1.0
100%未満	0.5

## (二) 報酬を与える時期

- ・ 確定金額報酬 毎月23日に支給
- ・ 業績連動型報酬 定時株主総会後に開催される取締役会にて決議後支給
- ・ 株式給付信託（B B T） 退任時に支給

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
社外取締役 内川小百合	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外取締役 二木 馨三	
社外取締役 井口 彰	
常勤監査役 塚田 益己	会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外監査役 神戸 美佳	
社外監査役 轟 速人	
社外監査役 降旗征一郎	

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および当行監査役	当行は、保険会社との間で、当行取締役および当行監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の概要は、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役 内川小百合	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校校理事長・学校長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役 内川小百合氏ならびに学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、預金等の取引があります。キッセイ薬品工業株式会社と当行との間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。
取締役 二木 馨三	サンリン株式会社相談役 二木馨三氏と当行との間には、預金等の取引があります。サンリン株式会社と当行との間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。
取締役 井口 彰	株式会社マル井代表取締役社長 井口彰氏ならびに株式会社マル井と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 神戸 美佳	弁護士、神戸法律事務所所長、長野県公文書審議会会長 神戸美佳氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 轟 速人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長 轟速人氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 降旗征一郎	キッセイ薬品工業株式会社相談役 降旗征一郎氏と当行との間には、預金等の取引があります。キッセイ薬品工業株式会社と当行との間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在 任 期 間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 内川小百合	8年9か月	2022年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席	主に教育者ならびに学校経営者として豊富な経験と見識を有しており、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 当行の女性活躍推進チームにオブザーバーとして参加するなど、女性活躍やダイバーシティに関する助言を頂いております。
取締役 二木 馨三	6年9か月	2022年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席	主に経営者としての豊富な経験と見識を有しており、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会においては、当行の中期経営計画の策定にあたり多方面にわたり多くの助言を頂いております。
取締役 井口 彰	0年9か月	2021年6月就任以降の出席状況 取締役会11回開催11回出席	主に経営者としての豊富な経験と見識を有しており、公正かつ客観的立場から適切な発言を行っております。 取締役会においては、地域振興や経営戦略に関する積極的な助言を頂いております。
監査役 神戸 美佳	10年9か月	2022年3月期の出席状況 取締役会14回開催13回出席 監査役会13回開催12回出席	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 轟 速人	8年9か月	2022年3月期の出席状況 取締役会14回開催14回出席 監査役会13回開催13回出席	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
監査役 降旗征一郎	5年9か月	2022年3月期の出席状況 取締役会14回開催13回出席 監査役会13回開催13回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	18(-)	-

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2 ( ) は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	30,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 30,000千株
		A種優先株式 10,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,258千株

- (注) 1 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数3千万株からA種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数といたします。  
 2 発行済株式の総数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	7,429名
-------------	------	--------

#### (3) 大株主（普通株式）

発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	758千株	8.35%
長野銀行職員持株会	633	6.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	380	4.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	317	3.50
株式会社栃木銀行	166	1.83
キッセイ薬品工業株式会社	166	1.83
植島 幹九郎	152	1.67
株式会社八十二銀行	152	1.67
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	107	1.18
損害保険ジャパン株式会社	102	1.12

- (注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。  
 2 持株比率は、持株数を発行済株式総数（自己株式を除く。）で除して算出しております。  
 3 当行は、2022年3月31日現在、自己株式183千株を保有しておりますが、上記から除外しております。

#### (4) 当該事業年度中に職務執行の対価として当行役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に 係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 日下部 恵美 指定有限責任社員 冨田 哲也	43	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当行監査役会は、取締役会、行内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 当行と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

4 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は44百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、監査役会は当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会計監査人を解任します。

# 第63期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	193,924	預当座預金	1,073,849
現金	10,809	普通預金	43,741
預け	183,115	通蓄預金	454,961
コル口座	5,000	貯蓄預金	12,273
金銭の信託	960	通知預金	4,943
有価証券	395,282	定期預金	549,745
国債	32,626	その他預金	6,073
地方債	127,960	借入金	2,111
社債	51,599	外国為替債	127,814
株券	13,938	未払外国為替債	0
その他の証券	169,158	未払法人税等	9,085
貸出金	647,880	未払費用	0
引当手形	2,403	未払受取	229
手形	26,028	従業員預り	233
証書貸付	564,815	給付金	274
当座貸越	54,632	金融派生	0
外国為替	2,343	商品債	5
外国店預	2,319	業務債	742
取立外国為替	23	債務債	94
その他の資産	8,324	賞与引当金	7,504
前払費用	47	退職給付引当金	295
未収収益	823	役員預金	406
先物取引差入証	320	睡眠偶発損失	65
その他の資産	7,133	支払引当金	107
有形固定資産	8,503	負債の部合計	1,213,280
建物	2,216	(純資産の部)	
土地	5,301	資本剰余金	13,017
リース資産	613	資本準備金	9,681
建設仮勘定	9	利益剰余金	9,681
その他の有形固定資産	362	利益準備金	23,973
無形固定資産	616	その他利益剰余金	3,426
ソフトウェア	372	別途積立金	20,547
リース資産	26	繰越利益剰余金	5,997
その他の無形固定資産	217	自己資本合計	14,549
前払年金費用	694	株主資本	△ 585
繰延税金資産	822	その他の有価証券評価差額金	46,086
支払承諾見返	1,556	評価・換算差額等	328
貸倒引当金	△ 6,213	新株予約権	328
資産の部合計	1,259,696	純資産の部合計	1
		負債及び純資産の部合計	46,416
			1,259,696

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



# 第63期 ( 2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	11,290	14,498
貸付利息	7,570	
有価証券の売却利益	3,522	
預金の利息	6	
その他の受取利息	191	
業務受入	0	
その他の引当	1,665	
その国の債権	421	
その債権の売却	1,243	
株式の売却	628	
株式の売却	552	
株式の売却	75	
株式の売却	914	
株式の売却	0	
株式の売却	602	
株式の売却	311	
経常費用	165	12,754
貸付利息	119	
有価証券の売却	△ 0	
預金の利息	0	
その他の引当	45	
業務受入	1,504	
その他の引当	80	
その国の債権	1,423	
その債権の売却	770	
株式の売却	91	
株式の売却	679	
株式の売却	9,589	
株式の売却	724	
株式の売却	381	
株式の売却	198	
株式の売却	1	
株式の売却	41	
株式の売却	101	
経常利益		1,744
特別利益	0	0
特別損失	2	2
税引前当期純利益	484	1,741
法人税	26	
法人税		510
法人税		1,231

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	193,927	預 金	1,073,438
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	5,000	借 用 金	130,965
金 銭 の 信 託	960	外 国 為 替	0
有 価 証 券	394,255	そ の 他 負 債	10,213
貸 出 金	640,617	賞 与 引 当 金	305
外 国 為 替	2,343	退 職 給 付 に 係 る 負 債	396
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	13,838	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	8
そ の 他 資 産	9,997	役 員 株 式 給 付 引 当 金	65
有 形 固 定 資 産	8,795	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	107
建 物	2,372	偶 発 損 失 引 当 金	98
土 地	5,361	支 払 承 諾	1,556
リ ー ス 資 産	565	負 債 の 部 合 計	1,217,155
建 設 仮 勘 定	9	(純資産の部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	487	資 本 金	13,017
無 形 固 定 資 産	670	資 本 剰 余 金	9,722
ソ フ ト ウ ェ ア	414	利 益 剰 余 金	26,997
リ ー ス 資 産	37	自 己 株 式	△ 585
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	218	株 主 資 本 合 計	49,151
退 職 給 付 に 係 る 資 産	871	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	328
繰 延 税 金 資 産	827	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	140
支 払 承 諾 見 返	1,556	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	469
貸 倒 引 当 金	△ 6,431	新 株 予 約 権	1
資 産 の 部 合 計	1,267,229	非 支 配 株 主 持 分	451
		純 資 産 の 部 合 計	50,074
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,267,229

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		19,785
資金運用収益	11,250	
貸出金利息	7,535	
有価証券利息配当金	3,517	
コールローン利息及び買入手形利息	6	
預け金利息	191	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	1,635	
その他業務収益	5,982	
その他経常収益	916	
償却債権立益	0	
その他の経常収益	916	
経常費用		17,867
資金調達費用	180	
預金利息	119	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
借入金利息	21	
その他の支払利息	39	
役員取引等費用	1,490	
その他業務費用	5,462	
営業経費	9,985	
その他経常費用	749	
貸倒引当金繰入額	398	
その他の経常費用	350	
経常利益		1,917
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		2
固定資産処分損	2	
税金等調整前当期純利益		1,915
法人税、住民税及び事業税	541	
法人税等調整額	21	
法人税等合計		563
当期純利益		1,352
非支配株主に帰属する当期純利益		15
親会社株主に帰属する当期純利益		1,336

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 長野銀行

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富田 哲也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 長野銀行

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日下部 恵美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富田 哲也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長野銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ハ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 長野銀行 監査役会

常勤監査役	塚田益己	Ⓔ
社外監査役	神戸美佳	Ⓔ
社外監査役	轟速人	Ⓔ
社外監査役	降旗征一郎	Ⓔ

以上

以上



# 第63期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

当行の新株予約権等に関する事項

財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

業務の適正を確保する体制

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

会計参与に関する事項

その他

## 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

株式会社 長野銀行

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第17条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

## 1 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役 を除く)	(1) 名称 第7回新株予約権 (2) 新株予約権の数 5個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 500株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 2015年8月1日から2040年7月31日 (5) 権利行使価額(1株あたり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間 に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
監査役	—	—

(注) 1 2016年10月1日付で実施しました10株を1株とする株式併合に伴い、上記「(3) 目的となる株式の種類および数」の株式数および「(5) 権利行使価額(1株あたり)」の金額が変更となっております。

2 第1回～第6回の新株予約権については、権利行使が終了しており該当者はありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 3 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

### <業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

- (1) 当行は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
  - イ 当行は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」ことを、長期経営計画に基本方針として掲げています。
  - ロ コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および当行の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備し、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施しています。
  - ハ コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者をリスク統括部担当役員、統括部署をリスク統括部コンプライアンス室と定め、一元的に管理するとともに、各本店に、担当責任者および担当管理者を設置し、全行的なコンプライアンス態勢を整備しています。
  - ニ コンプライアンスに係る施策や方針、報告については「コンプライアンス委員会」での協議、報告を経て、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。
  - ホ 代表取締役頭取および役付取締役は、取締役会、常務会のほか、役員協議会および各種委員会に出席し、法令等遵守態勢の確立および職務執行の意思決定に参画しています。
  - ヘ 使用人は業務の遂行に当たり、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、会計監査人、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。
  - ト 当行はコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。
  - チ 不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。
  - リ 内部監査部門である監査部は、業務全般の内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。
  - ヌ 反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。

- (2) 当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、「本部事務分掌規程」および「事務取扱規程」に基づき、保存年限等を定めて管理しています。
  - ロ また、当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」および情報資産の具体的な運用および管理基準である「セキュリティスタンダード」を制定し、全行的なセキュリティ管理体制を整備しています。
- (3) 当行は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、中期経営計画に「統合的リスク管理態勢の強化」を掲げ、「統合的リスク管理方針」等に基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針として、年度ごとにそれぞれのリスクごとの施策や方針等を策定し、各種委員会での協議を経て、常務会または取締役会で決議した上で実施しています。
  - ロ リスク管理に係る具体的な規程として、「リスク管理規程」、「統合的リスク管理規程」等を定めており、これらの規程に基づき、各担当部が各種リスクを管理し、それぞれのリスクに応じ、各種委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。また、半期ごとにリスク管理の状況を取締役会へ報告しています。
  - ハ これらの委員会は、委員長を代表取締役頭取が務め、役付取締役および関連する部の部長が委員を務めています。また、常勤監査役もこれらの会議に出席し、取締役の業務執行およびその運営状況等を監視しており、リスク管理態勢の状況について、報告を聞くほか、協議事項に意見を述べるができる態勢となっています。
  - ニ 監査部は、業務全般の内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。
- (4) 当行は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制等を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くします。」という経営理念のもとに、3年ごとの中期経営計画において、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対してNo.1となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像として掲げて、周知徹底しています。
  - ロ また、当行は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、半期ごとに取締役会へ報告しています。
  - ハ 取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。
- (5) 当行は、当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「子会社等管理規程」を制定しており、総合企画部が子会社等を管理する体制としています。

- ロ 子会社は、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置しています。
- ハ 当行の内部監査部門である監査部は、子会社等についても監査の対象として、「内部監査規程」および「自己査定マニュアル」に定めて監査を実施しており、その結果を当行取締役会へ報告しています。
- ニ コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底等を目的として、当行および子会社等から成る企業集団のコンプライアンス連絡会を開催しています。
- ホ 子会社の取締役は、当行役員が出席する取締役会およびその他の重要な会議において、その担当する職務の執行状況を報告しています。また、当行は「子会社等管理規程」に基づき、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により子会社から報告を受けています。
- ヘ 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。
- (イ) 子会社は、リスク管理を経営の重要課題として捉え、中期経営計画および年度ごとの経営方針にリスク管理強化を基本方針として掲げています。この基本方針や各種マニュアルに基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針等を策定し、部長会または取締役会で決議した上で実施しています。
- (ロ) 子会社は、リスク管理に係る規程として、株式会社ながざんリースは「審査と管理債権の手引き」、長野カード株式会社は「管理事務マニュアル」等を定めており、これらの規程に基づき、各種リスクを管理しています。
- ト 子会社は、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- (イ) 子会社は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、各業務部門が定期的に取り締り会へ報告しています。
- (ロ) 子会社の取締役は、職務の分担および権限等を取締り会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。
- チ 子会社は、取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- (イ) 子会社は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす」ことを基本方針として中期経営計画および年度ごとの経営方針に掲げています。
- (ロ) 子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および子会社の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備しています。子会社の使用人は当該規程およびマニュアルを遵守することとしているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づきコンプライアンス研修会、コンプライアンス理解度テスト等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。
- (ハ) 子会社は、コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者、統括部署および担当者を定め、全社的なコンプライアンス態勢を整備しています。

- (二) 子会社の使用人は業務の遂行に当たり、新たな業務の開始、新商品の発売、契約の締結等や、法令等の制定、改正に対する対応などに際しては、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。
- (ホ) 子会社は、コンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、2006年4月に施行された「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。
- (ハ) 子会社は、不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。
- (ト) 子会社は、反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。
- (6) 当行は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、監査役職務を補助するための使用人については、「本部事務分掌規程」において、監査役会の運営に関する事務は、総務部を事務局と定めており、監査役から職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応しています。
- (7) 当行は、前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、「監査役監査規程」において、監査役は使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるほか、使用人の権限、使用人の属する組織などの独立性の確保に必要な事項を検討することとしています。
- (8) 当行は、(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、監査役職務を補助するための使用人が、監査役職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させています。
- (9) 当行は、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 取締役は、取締役会および常務会ならびにその他の重要な会議または委員会において、その担当する職務の執行状況を報告しています。一方、常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき当該会議または委員会に出席し、報告を受けることができる態勢としています。
- ロ 取締役は、法令に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないこととしています。
- ハ 内部監査部門である監査部は内部監査結果について、コンプライアンス統括部門であるリスク統括部は営業店に対する苦情等について、それぞれ各部門の規程に基づき、取締役会へ報告するほか、常勤監査役へも報告しています。



- 二 常勤監査役は、「監査役会規程」に基づき、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告することとしています。
- ホ 使用人は、「監査役監査規程」に基づく、常勤監査役による年度ごとの各部店への往査において、常勤監査役に職務の執行状況等を報告しています。また、「内部通報規程」に基づき、法令等違反の情報をコンプライアンス・ホットライン等の手段により、常勤監査役等に報告することとしています。
- (10) 当行は、前号の報告をした者が当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない体制を次のとおり構築し、整備しています。
- 当行は、「内部通報規程」を制定しており、前号の報告した者等が報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執ることとしています。また、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に基づいて処分を課すこととしています。
- (11) 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、「監査役監査規程」を制定しており、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるとしています。
- (12) 当行は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査体制の中立性および独立性と透明性を高めています。
- ロ 株主総会へ付議する監査役選任議案の決定に当たっては、「監査役会規程」の定めにより監査役会において候補者についてあらかじめ協議しています。
- ハ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、代表取締役頭取と定期的に会合し、銀行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスクのほか、重要な監査上の課題等について意見交換を実施しています。
- 二 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、内部監査部門および会計監査人と会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施しています。

#### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保
- 定例取締役会を14回開催しました。また、取締役会の権限移譲による決定機関として設置する常務会(67回)、コンプライアンス委員会(11回)、役員協議会(29回)、ALM委員会(22回)、オペレーショナル・リスク委員会(16回)、営業推進協議会(11回)、信用リスク委員会(29回)を開催しました。

(2) リスク管理体制

リスク管理規程等に基づき、各種リスク管理状況について半年ごとにALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会、信用リスク委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会および取締役会に報告しました。

(3) コンプライアンス態勢

年度ごとにコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会等で進捗状況をモニタリング（2回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引状況等についてコンプライアンス委員会（11回）で報告等を行い、その内容を取締役会に報告しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

子会社は、その取締役の職務の遂行状況について、当行役員が出席する取締役会を株式会社ながざんリースが12回、長野カード株式会社が10回開催し、報告を行ったほか、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により報告を行いました。

また、子会社は、コンプライアンス態勢について、当行とコンプライアンス連絡会（4回）を行うとともに、コンプライアンス研修会（1回）、コンプライアンス理解度テスト（4回）を実施し、コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底を行ったほか、リスク管理体制について、経営方針や各種マニュアルに基づき、適切な管理を行いました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

当行は、定例監査役会を13回開催しました。

常勤監査役は、取締役会、常務会および各委員会に出席することに加え、主要な稟議書の回付を受け、取締役および使用人の職務の執行状況を監査したほか、自らの職務の執行状況について、往査報告（8回）を常務会に報告しました。

当行は、監査役会体制を社内監査役1名、社外監査役3名とし、監査体制の中立性および独立性と透明性に努めました。また、監査役および監査役会と代表取締役、内部監査部門および会計監査人との会合を定期的開催し、積極的な意見および情報交換を行いました。

#### 4 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### 5 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

#### 6 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

#### 7 その他

該当事項はありません。



## 第63期(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	13,017	9,681	9,681	3,426	5,997	13,772	23,196	△ 598	45,296
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△ 453	△ 453	△ 453
当 期 純 利 益						1,231	1,231		1,231
自 己 株 式 の 取 得								△ 1	△ 1
自 己 株 式 の 処 分							△ 0	△ 0	14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	777	777	12	789
当 期 末 残 高	13,017	9,681	9,681	3,426	5,997	14,549	23,973	△ 585	46,086

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	5,721	5,721	1	51,019
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 453
当 期 純 利 益				1,231
自 己 株 式 の 取 得				△ 1
自 己 株 式 の 処 分				14
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 5,393	△ 5,393		△ 5,393
当 期 変 動 額 合 計	△ 5,393	△ 5,393	-	△ 4,603
当 期 末 残 高	328	328	1	46,416

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加え

て算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

#### (4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

#### (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

### 7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### 8. ヘッジ会計の方法

#### 為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

### 9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

## 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額

で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計基準の適用が計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

当行は、銀行業務を営んでおり貸出業務はその中核をなすものであります。貸借対照表上、貸出金、支払承諾等の資産の重要性は高く、貸倒引当金の計上は、当行の経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼすことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

#### (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,213百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①金額の算出方法

重要な会計方針「6. 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金」に記載のとおりです。

##### ②金額の算出に用いた主要な仮定

貸倒引当金は、当行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則って算定しておりますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。特に、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

当行は地域金融機関として地域経済の活性化に努めており、債務者の事業支援及び経営改善支援等に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営改善計画等の不確実性が増しております。

このため、当行は、返済状況、財務内容、または業績が悪化しており経営改善支援等に取り組んでいる債務者の経営改善計画等の将来見込みを、主要な仮定に該当するものと判断しております。

なお、当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、引き続き1年程度継続するものと想定し、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、新型コロナウイルス感染症が債務者の業況に与える影響及びその対応について評価しております。

##### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

貸出先の業況等に悪影響を及ぼす事象の発生、債務者区分の下方遷移や担保価値の下落、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大などにより、貸倒引当金の繰入れ等の与信費用が増加する可能性があります。

## 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役員、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度79百万円、40,600株であります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に15,317百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,134百万円
危険債権額	10,362百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,820百万円
合計額	16,317百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,403百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2百万円
有価証券	59,572百万円
貸出金	117,374百万円

担保資産に対応する債務

預金	626百万円
借入金	127,800百万円
その他負債	274百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及びその他資産5,000百万円を差し入れております。

子会社の借入金等の担保は該当ありません。

また、その他の資産には、保証金164百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、74,182百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが63,445百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,254百万円  
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 564百万円  
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,796百万円であります。  
 9. 関係会社に対する金銭債権総額 7,610百万円  
 10. 関係会社に対する金銭債務総額 411百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益  
 資金運用取引に係る収益総額 80百万円  
 役務取引等に係る収益総額 29百万円  
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 0百万円  
 関係会社との取引による費用  
 資金調達取引に係る費用総額 6百万円  
 役務取引等に係る費用総額 72百万円  
 その他の取引に係る費用総額 125百万円
2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

- (1) 子会社・子法人等及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名称または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子会社	長野カード 株式会社 (注)	所有 95.0%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	5,777	—	—
		直接 0.0%		債務保証履行に伴う 代位弁済	38	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 長野カード株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部ローンについては当行より支払っており、当行の支払額は72百万円であります。なお、取引条件については、商品ごとに信用リスク等を勘案し決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	230	1	7	224	(注)

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少7千株及び買増制度による単元未満株式の処分による減少0千株であります。  
 3 普通株式の自己株式の当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式がそれぞれ47千株、40千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種 類	貸 借 対 照 表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	954	957	3
	社債	6,196	6,278	82
	その他	10,000	10,139	139
	小 計	17,150	17,375	224
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	8,922	8,797	△ 125
	社債	16,592	16,482	△ 109
	その他	29,000	28,169	△ 830
	小 計	54,515	53,449	△ 1,065
合 計		71,666	70,825	△ 840



3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,027
関連法人等株式	-
合計	1,027

これらについては、市場価格がないことから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの」には含めておりません。

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	10,186	6,514	3,672
	債券	75,795	74,614	1,181
	国債	22,501	21,783	718
	地方債	40,711	40,381	330
	社債	12,582	12,449	132
	その他	39,149	37,611	1,538
	小計	125,131	118,740	6,391
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,754	1,874	△ 119
	債券	103,724	105,540	△ 1,816
	国債	10,124	10,446	△ 321
	地方債	77,371	78,638	△ 1,267
	社債	16,228	16,455	△ 227
	その他	89,884	94,026	△ 4,182
	小計	195,323	201,441	△ 6,117
合計		320,455	320,181	273

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

貸借対照表計上額 (百万円)	
非上場株式	968
その他の証券	1,164
合 計	2,133

組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,826	417	458
債券	12,942	246	2
国債	-	-	-
地方債	6,789	96	2
社債	6,152	150	-
その他	44,295	990	817
合 計	60,064	1,654	1,277

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1百万円（うち株式1百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2022年3月31日現在)

	貸借対照表上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	960	8

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,737百万円
退職給付引当金	123
減価償却費	84
有価証券評価損	236
子会社株式	70
リース債務	203
その他有価証券評価差額金	55
その他	607
繰延税金資産小計	3,117
評価性引当額	△ 1,910
繰延税金資産合計	1,206
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 211
リース資産	△ 171
その他	△ 1
繰延税金負債合計	△ 384
繰延税金資産の純額	822百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 5,137円42銭

1株当たりの当期純利益金額 136円28銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当事業年度未発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は40千株、1株当たりの当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は42千株であります。

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	13,017	9,722	26,147	△ 598	48,288	5,721	148	5,870	1	438	54,597
会計方針の変更による累積的影響額			△ 31		△ 31					△ 1	△ 33
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,017	9,722	26,115	△ 598	48,256	5,721	148	5,870	1	436	54,564
当期変動額											
剰余金の配当			△ 453		△ 453						△ 453
親会社株主に帰属する当期純利益			1,336		1,336						1,336
自己株式の取得				△ 1	△ 1						△ 1
自己株式の処分			△ 0	14	14						14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△ 5,393	△ 7	△ 5,400	-	15	△ 5,385
当期変動額合計	-	-	882	12	895	△ 5,393	△ 7	△ 5,400	-	15	△ 4,489
当期末残高	13,017	9,722	26,997	△ 585	49,151	328	140	469	1	451	50,074

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類の作成方針

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社

長野カード株式会社  
株式会社ながざんリース

- (2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

#### 4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、内規に基づき当行の取締役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異　：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 重要な収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等のが為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く）の解約、償還に伴う差損益については、「有価証券利息配当金」に計上しております。

## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クレジットカードの年会費について、従来は一括で収益計上しておりましたが、一定の期間に配分し期間に応じた額を収益計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は31百万円減少し、非支配株主持分の期首残高は1百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常収益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。



## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 貸倒引当金

当行グループは、銀行業務を営んでおり貸出業務はその中核をなすものであります。連結貸借対照表上、貸出金、支払承諾等の資産の重要性は高く、貸倒引当金の計上は、当行グループの経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼすことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しています。

#### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,431百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ① 金額の算出方法

会計方針に関する事項「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりです。

##### ② 金額の算出に用いた主要な仮定

貸倒引当金は、当行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則って算定しておりますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。特に、返済状況、財務内容、または業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

当行は地域金融機関として地域経済の活性化に努めており、債務者の事業支援及び経営改善支援等に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営改善計画等の不確実性が増しております。

このため、当行は、返済状況、財務内容、または業績が悪化しており経営改善支援等に取り組んでいる債務者の経営改善計画等の将来見込みを、主要な仮定に該当するものと判断しております。

なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は、引き続き1年程度継続するものと想定し、債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、新型コロナウイルス感染症が債務者の業況に与える影響及びその対応について評価しております。

##### ③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸出先の業況等に悪影響を及ぼす事象の発生、債務者区分の下方遷移や担保価値の下落、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大などにより、貸倒引当金の繰入れ等の与信費用が増加する可能性があります。

## 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、取締役(社外取締役を除く)に信託を通じて当行の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当行は、取締役の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に対して役員株式給付規程に従って、役員、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度79百万円、40,600株であります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に15,317百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,177百万円
危険債権額	10,484百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,820百万円
合計額	16,481百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,472百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	2百万円
有価証券	59,572百万円
貸出金	117,374百万円
担保資産に対応する債務	
預金	626百万円
借入金	127,800百万円
その他負債	274百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及びその他資産5,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金164百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,969百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが61,868百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 12,585百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 564百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,796百万円  
であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、貸出金償却5百万円及び債権売却損2百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	9,258	－	－	9,258	
合 計	9,258	－	－	9,258	
自己株式					
普通株式	230	1	7	224	
合 計	230	1	7	224	(注)

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、株式給付信託 (BBT) の給付による減少7千株及び買増制度による単元未満株式の処分による減少0千株であります。  
 3 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) (旧資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E□)) が所有する株式がそれぞれ、47千株、40千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内 訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプション としての新株予約権			－			1	
合計				－			1	

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	226百万円	25円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	226百万円	25円00銭	2021年9月30日	2021年12月10日
合計		453百万円			

- (注) 1 2021年6月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（旧資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））が所有する当行の株式に対する配当金1百万円が含まれております。
- 2 2021年11月11日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（旧資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））が所有する当行の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 226百万円
- ② 1株当たりの配当額 25円00銭
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、為替業務及び有価証券投資などの銀行業務を中心とした金融サービス業務を行っております。公共性の高いこれらの銀行業務を行うにあたり、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たすこと」、「環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、持続的成長を図ること」、「『めざす銀行像』の実現に向けて果敢に挑戦し、企業価値の向上を図ること」などを経営計画の基本方針に掲げております。

当行グループの金融資産及び金融負債には、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）、流動性リスク等があります。

当行グループは、貸出金（資産）の健全性を維持・向上させ、適正な収益の確保を図るため、適切な信用リスク管理に努めております。また、金融経済環境の変化により発生する市場リスク、流動性リスクを回避し、収益の安定的な確保を図るため、資産及び負債を総合的に管理（ALM）しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、貸出金及び有価証券であります。当行グループの貸出金は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し損害を被る信用リスクに晒されています。当行グループの貸出金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先に対する貸出金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における貸出金のうち92%は長野県内での貸出金であります。このため、当行グループが主たる営業基盤としている長野県の景気動向によっては、信用リスクが高まる可能性があります。また、業種別貸出状況では、各種サービス業、製造業、卸・小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、それらの業種の経営環境等に変化が生じた場合には、信用リスクが高まる可能性があります。

当行グループの保有する有価証券は、債券、株式、外国債券及び投資信託などであり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的などで保有しております。これらの有価証券は、発行体の信用リスク及び市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等）に晒されています。

当行グループが保有する主な金融負債は、預金であります。当行グループの預金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先からの預金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における預金のうち97%は長野県内での預金であります。預金は、金利リスク及び流動性リスク（資金繰りリスク）に晒されています。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引等、金利関連では金利スワップ取引等であります。当行グループは、外貨建債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を行っており、また、固定金利の貸出金等について将来の市場金利の変動による影響を一定の範囲に限定する目的で、金利スワップ取引を行っております。なお、金利スワップ取引については、デリバティブ取引を利用して、貸出金利息等をヘッジ対象とするヘッジ取引を行っておりますが、このヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っており、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動によって発生する市場リスクや、契約相手先に対する信用リスクを内包しています。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等に基づき信用リスクを管理しております。信用リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 信用リスクに関する事項を協議するため、信用リスク委員会を設置し、信用リスク委員会規程に基づき信用リスク委員会を運営しております。

ロ 信用リスク管理の担当部署を融資統括部及び市場運用部とし、管理部門を融資統括部としております。

ハ 信用リスクを適切に管理するため、営業推進部門と信用リスク管理部門を分離するほか、与信監査部門による与信管理状況の監査を実施して、相互牽制機能を確認する体制としております。

ニ 貸出金等の信用供与について、大口と信先管理、業種別と信管理、地域別と信管理の手法により、与信ポートフォリオ管理を行っており、与信ポートフォリオ管理について定期的に信用リスク委員会に報告しております。

ホ 信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付を実施しております。また、信用格付に基づいた、信用リスク計測モデルにより、定期的に信用リスク量を計測、把握し、ポートフォリオ管理等の信用リスク管理を実施しております。

ヘ デリバティブ取引については、カウンターパーティリスクを軽減するために、一定以上の格付を持つ金融機関との取引としております。

#### ② 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき市場リスクを管理しております。市場リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 市場リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためA L M委員会を設置し、毎月1回開催しております。

ロ A L M委員会では、金利及び為替予測に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（B P V、V a R、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ 市場リスク管理の管理部門を市場運用部としております。

ニ 市場リスクを適切に管理するため、市場リスク管理部門である市場運用部を、市場担当（フロントオフィス）、事務管理担当（バックオフィス）、市場リスク管理担当（部内ミドル）に職責を分離し、またリスク統括部リスク管理課をミドルオフィスとして相互牽制機能を確認する体制としております。

ホ 市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針に基づき、当行の内部環境（リスク・プロファイル、限度額の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングし、取締役会等へ報告しております。

ヘ デリバティブ取引については、その利用目的及び種類等をリスク管理規程に定め、また、取引限度額、取引手続き等を制定の上、当該取引を行っております。また、デリバティブ取引の契約は、A L M委員会において策定された基本方針等に基づき行っており、その結果は、毎月行われるA L M委員会に報告することとしております。

#### ③ 流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき流動性リスクを管理しております。流動性リスク管理の体制については次のとおりです。

イ 流動性リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためA L M委員会を設置し、毎月1回開催しております。

ロ A L M委員会では、資金の運用及び調達に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（B P V、V a R、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ 流動性リスク管理の管理部門を市場運用部及びリスク統括部としております。

ニ 流動性リスクを適切に管理するため、資金繰り管理部門を市場運用部、流動性リスク管理部門をリスク統括部、リスク監査部門を監査部と明確に区分し、相互牽制機能を確認する体制としております。

ホ 流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針に基づき、資金繰り管理部門からの報告、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、それらの動向について継続的にモニタリングを行い、取締役会等へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	960	960	－
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	71,666	70,825	△ 840
その他有価証券	320,455	320,455	－
(3) 貸出金	640,617		
貸倒引当金（*1）	△ 6,248		
	634,368	633,546	△ 821
資産計	1,027,450	1,025,788	△ 1,662
(1) 預金	1,073,438	1,073,457	19
(2) 借入金	130,965	130,958	△ 7
負債計	1,204,403	1,204,415	12
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5)	(5)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(5)	(5)	－

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。



(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1)(*2)	968
②その他の証券 (*3)	1,164
合計	2,133

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	183,117	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	5,000	—	—	—	—
有価証券					
満期保有目的の債券	1,022	1,992	6,030	6,076	56,627
その他有価証券のうち 満期があるもの	15,273	26,745	15,840	16,763	224,740
貸出金(*)	93,494	125,656	97,693	74,215	185,877
外国為替	2,343	—	—	—	—
合 計	300,251	154,394	119,564	97,056	467,246

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,616百万円(個別貸倒引当金控除前)、期間の定めのないもの49,063百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金(*)	972,299	96,621	4,516	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
借入金	130,144	668	152	—	—
外国為替	0	—	—	—	—
合計	1,102,443	97,290	4,669	—	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金銭の信託	－	960	－	960
有価証券(その他有価証券)(*1)				
株式	11,941	－	－	11,941
国債	32,626	－	－	32,626
地方債	－	118,083	－	118,083
社債	－	28,810	－	28,810
その他	5,948	－	1,004	6,952
資 産 計	50,516	147,854	1,004	199,374
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ取引	－	－	5	5
負 債 計	－	－	－	5

(\*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は金融資産122,040百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(満期保有目的の債券)				
地方債	—	9,755	—	9,755
社債	—	18,636	4,125	22,761
その他	—	7,844	30,464	38,309
貸出金	—	—	633,546	633,546
資 産 計	—	26,480	668,136	694,617
預金	—	1,073,457	—	1,073,457
借入金	—	130,958	—	130,958
負 債 計	—	1,204,415	—	1,204,415

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき主にレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債等は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格によっており、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付し

ておりません。

#### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

#### 負債

##### 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

##### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）、債券関連取引（債券先物オプション等）、クレジット・デリバティブ取引等であり、店頭取引が大部分を占めており、割引現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・ デリバティブ取引	割引現在価値技法	倒産確率	0.0%—7.4%	1.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する金融資産及び 金融負債の評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の包括 利益に計上 (*2)					
有価証券								
仕組債	1,007	-	△3	-	-	-	1,004	-
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ取引	△9	4	-	-	-	-	△5	4

(\*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、総合企画部及び市場運用部が、時価の算定に関する方針及び手続、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。リスク統括部は、当該モデルの妥当性を確認し、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、総合企画部及び市場運用部は当該算定結果に基づき時価のレベルの分類について判断し、リスク統括部は時価のレベルの分類について妥当性を確認しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

クレジット・デリバティブ取引の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率であります。倒産確率は、倒産事象が発生し、契約金額を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト		合 計
	銀 行 業 務	リ ー ス 業 務	
預金・貸出業務	508	—	508
証券関連業務	30	—	30
為替業務	421	—	421
代理業務	200	—	200
投資信託販売関係業務	306	—	306
保険販売関係業務	161	—	161
その他	110	—	110
顧客との契約から生じる収益	1,740	—	1,740
その他の収益	12,912	5,132	18,044
外部顧客に対する経常収益 (注)	14,652	5,132	19,785

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 リース業務の貸倒引当金戻入額は調整しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く) 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式13,700株
付与日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2015年8月1日~2040年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	2015年ストック・オプション
権利確定前	
前連結会計年度末	500株
付与	—
失効	—
権利確定	一株
未確定残	500株
権利確定後	
前連結会計年度末	—
権利確定	一株
権利行使	一株
失効	—
未行使残	—



②単価情報

	2015年ストック・オプション
権利行使価格	10円
行使時平均株価	—円
付与日における公正な評価単価	2,210円

(注) 1株当たりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法  
当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法  
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 5,492円29銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 147円97銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は40千株、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は42千株であります。